様式第３号（第７条関係）

柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条の規定により、令和７年度　特定随意契約実施結果を公表する。

課　名：商工観光課
公表日：令和８年３月１０日

令和７年度　特定随意契約実施結果表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結日	契約の相手方の名称	契約金額	契約の相手方とした理由	備考
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第２条（３））第１項第３号	船岡駅及び槻木駅コミュニティプラザ施設の適正な維持管理を目的としての施設清掃業務。	通常清掃業務として、施設内清掃、トイレ清掃・消耗品の取り換え、施設内ゴミ回収・分別、施設周辺の清掃、回収ゴミ搬出作業。	業務日は、各施設 年263 日。1 日 2 時間から 3 時間以内とし、月平均 1 日あたり 2.5 時間とする。観桜客対応として、4 月中に14 日間。業務時間は、1.5 時間とする。	柴田町船岡中央１丁目１－１、柴田町槻木新町１丁目１－１	令和８年4月1 日から令和9年3 月31 日	令和８年3 月 10 日	宮城県柴田郡柴田町東船迫１丁目８番地１　公益社団法人柴田町バル人ン　事長　秀澤半雄	２，３９０，３００円	柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第６条第１項に基づき、政策目的との整合性及び役務の提供に係る履行計画等審査の結果適正であり、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であり、最低価格であったことから、契約の相手方とするもの。	当該施設の設備等に精通しており、施工業務等に関する知識を有するものと認められる。